



資料 2

県企業庁と市町の連携会議における 社会福祉減免制度に係る意見交換の状況報告

令和 8 年 2 月 12 日開催

第14回 神奈川県営水道事業審議会資料

- 1 県営水道における社会福祉減免制度について**
- 2 審議会での答申とこれまでの流れについて**
- 3 市町の意見と県営水道の考えについて**

世帯を対象とする減免

(R6減免額：486,879千円)

(1) 対象

児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯
遺族基礎年金受給世帯、障がい者世帯、要介護者世帯

(2) 減免内容

「口径25mm以下の基本料金」と「使用水量8m³/月までの従量料金」に
消費税等相当額を加えた額（1,067円/月※R8.10~）を減額する。

施設を対象とする減免

(R6減免額：47,532千円)

(1) 対象

障がい者就労施設、障がい者グループホーム

(2) 減免内容

算定した水道料金の20%を減額する。

昭和51年4月 オイルショックを背景とした水道料金の改定

- ① 県議会から、**水道料金値上げによる経済的打撃を緩和するため**所要の減免措置を講ずるべきであるとの付帯意見が出され、**減免制度を導入**した。

個人：生活保護費受給世帯、児童扶養手当受給世帯などへの減免を開始
施設：民間社会福祉施設への減免を開始

- ② 神奈川県病院協会から県議会に対し、水道料金の減免について請願が出され、議会で採択されたことにより、民間医療施設への減免を開始した。

平成元年4月 水道料金に消費税を転嫁するための料金改定

県議会から、**税の逆進性による低所得者層への圧迫を軽減**するための措置を講ずる旨の意見が出され、**障がい者世帯等への減免**を開始した。

(参考)大規模水道事業者の状況(R6.12時点)

	県営水道	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
減免制度の実施	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○
一般会計からの繰入	×		○	×	×	○	○	○				○						×			×

調査対象：大規模水道事業者（21事業者）

内訳）18政令市、東京都、千葉県、県営水道

結果：減免制度導入 **あり** … **10** 事業者

うち一般会計からの繰入 **あり** … **5** 事業者

※ 都道府県による末端給水（全4件）

県営水道、東京都、千葉県、長野県

- 1 県営水道における社会福祉減免制度について
- 2 審議会での答申とこれまでの流れについて
- 3 市町の意見と県営水道の考えについて

R5.11 審議会の 答申

福祉的な観点からの減免は、制度の趣旨からは公営企業の独立採算の適用外として行政的経費で賄うべきであるが、減免に必要な財源負担の整理にあたっては、県営水道が独自に制度を導入したという経緯を踏まえ、まずは、県や給水区域の市町と議論を開始することが望ましい。

R6.5 県企業庁 と市町の 連携会議

幹事会

- ・政策的な部分を所管している所属が集まる「幹事会※1」で議論した方が、効率的かつスムーズに進むのではないかと
- ・福祉関係の所属から意見を聞いた上で、政策部局あるいは企画部局が関わって判断していく形が望ましい

→ まずは幹事会で意見交換を行う

(R6.8 第6回連携会議※2にて承認)

R6.12

幹事会

社会福祉減免制度に係る意見交換を開始

- ・ 県営水道における社会福祉減免制度、実施状況等を説明
- ・ 市町内部における情報共有等を依頼

R7.5

幹事会

各市町において出された意見を伺う

- ・ 社会福祉減免制度の必要性
- ・ 財源負担についての考え
- ・ 今後の議論に関する意見

R7.8
連携会議

意見交換の状況報告

- 1 県営水道における社会福祉減免制度について
- 2 審議会での答申とこれまでの流れについて
- 3 市町の意見と県営水道の考えについて

意見交換における市町意見概要（～R7.8連携会議まで）

①社会福祉減免制度の必要性

⇒ 多くの市町が制度の継続を希望

「減免対象の世帯・施設に一定の役割を果たしている」

「物価高騰を背景として減免による対象世帯の影響は大きい」等

②財政負担についての考え

⇒ 多くの市町が「県または県営水道が財政負担すべき」との意見

「県営水道が独自に始めた経緯を踏まえ引き続き負担を継続すべき」

「減免制度が法に基づく特例制度と異なり、サービスの実施主体が独自に措置するものであるため」

「県及び企業庁の政策として実施している当制度は、県（一般会計）からの繰出金により制度の継続をすべき」等

市町と確認した事項

審議会に市町の意見を報告し、引き続き制度のあり方を検討していく。

①既存の社会福祉減免制度

・平成27年度に、生活保護受給世帯、民間社会福祉施設及び民間医療施設に対する減免について、「水道料金の減免が他制度と重複していること」や「県内において減免適用の有無による地域的不均衡が生じている実態」を踏まえ、負担の公平性を確保する目的で見直しを図った。

・現在、県営水道における社会福祉減免対象と減免額は右表のとおり。

⇒前回の見直し時には、県や市町の福祉部門に対して見直しに伴う代替措置等の意向をヒアリングしながら進めており、今後、既存の減免制度の見直しを検討することがあれば、丁寧な情報提供に努めていく必要がある。

減免対象	減免額
児童扶養手当受給世帯	「口径25mm以下の基本料金」と「使用水量8m ³ /月までの従量料金」に消費税等相当額を加えた額 (1,067円/月※R8.10～)
特別児童扶養手当受給世帯	
遺族基礎年金受給世帯	
障がい者世帯	
要介護者世帯	
障がい者就労施設 障がい者グループホーム	算定した水道料金の20%

②新たな減免制度

最近の動向では、困窮世帯向けの水道料金減免に関して、令和7年6月の県議会において質疑があったが、新たに社会福祉減免を導入する場合は、一般会計の負担が前提となる。

（参考）物価高騰を背景とした水道料金の減免

・社会福祉減免とは別に、物価高騰下の生活支援として水道料金を減免する動きが出ており、国の重点支援地方交付金を活用した物価高対策として、水道料金の減免に対応することが可能となっている。

・交付金を活用した実施例

秦野市 令和8年3月から6か月間の基本料金の無償化と使用料金の減額予定

南足柄市 令和8年4月から4か月間の基本料金の無償化予定

※ 県営水道での検討にあたっては、県全体（33市町村）に対する交付金（県分）について、県営水道の給水区域（12市6町）に限定して充てることが課題となる。